

化学物質取扱事業者の皆様へ

化管法の政令改正に関するお知らせ

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」が改正され、指定化学物質が見直されました!

令和5(2023)年4月1日施行

見直し内容

第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の追加・除外が行われました。

第一種指定化学物質:	462物質→515物質
(特定第一種指定化学物質):	15物質→23物質
第二種指定化学物質:	100物質→134物質

政令改正によるPRTR制度への影響

見直し後の第一種指定化学物質の把握は、**令和5(2023)年度**から!
(**令和6(2024)年度**から届出対象)

	...	令和4(2022)年度		令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	...
把握	...	令和4年度分 見直し前	令和5年4月1日 (施行日)	令和5年度分 見直し後	令和6年度分 見直し後	...
届出	...	令和3年度 把握分を届出 見直し前		令和4年度 把握分を届出 見直し前	令和5年度 把握分を届出 見直し後	...

当該年度の届出期間は4月1日～6月30日です。
※6月30日が休日の場合は次の月曜日まで

政令改正の詳細

化管法の政令改正に関する詳細情報は、岡山県又は経済産業省のHPに掲載しています。追加・除外された指定化学物質の種類等について、ご確認ください。

岡山県 PRTR制度 

<https://www.pref.okayama.jp/page/310135.html>



経済産業省 化管法 政令改正 

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html



このチラシに関するお問い合わせ先

岡山県 環境文化部 環境管理課 化学物質対策班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL: 086-226-7305 FAX: 086-224-2147